

アメリカ占領下沖縄の優生立法

—優生保護法の廃止とその背景—

橋本 明

愛知県立大学

アメリカ占領下の沖縄では、日本本土の優生保護法とほぼ同様の法律を成立・施行させる準備をしていた。1956年4月11日、琉球政府は琉球列島米国民政府（以下、USCARと略記）に法案を送付した。その後、双方のあいだで条文の調整が行われ、同年7月20日に優生保護法案が琉球政府の立法院議会で提案された。その趣旨は、有名無実となった国民優生法を廃止し国民素質の向上を積極化させる、人工妊娠中絶を合法化して「明るく正しい手術」を行うことによって母体を保護する、「民族の優化」と「母性の保護」を達成する手段として受胎調節の普及に努める、の3点にまとめられる。同年7月27日の議会で原案のまま可決され、8月31日に公布されることになった。ところが、その前日の8月30日に出されたUSCARの民政官布令第158号によって、同法は突如廃止された。廃止された理由と背景については、同じく占領期に成立した日本本土の優生保護法の成立過程と比較しながら論ずる澤田佳世の一連の研究（2003, 2008, 2014年など）に詳しい。それによると、人工妊娠中絶の法的規定に対する、アメリカ本土における（カトリック系を中心とする保守派層の）宗教的背景とも関わるUSCAR高官婦人たちからの強固な反対、加えてアメリカが国際世論から受けかねない批判と人口抑制政策への直接的な関与を避けたい意図があったという。

演者の研究の全体は、沖縄県公文書館に所蔵されている琉球政府とUSCARとのあいだで交わされた文書資料（資料タイトル“GRI Laws. Eugenics Law”など）をもとに、①優生立法の交渉過程のより具体的かつ詳細な検討、②日本本土と沖縄の優生保護法（案）の内容比較、③アメリカが考える（沖縄での立法過程をとおして顕在化する）日本の優生立法の問題点、④優生/生殖議論とアメリカの広報戦略、を包括するものである。今回の発表では澤田の研究を補完・修正する形で、①を中心に論じたい。

上述の優生保護法廃止の理由と背景は公文書資料からも裏づけられるが、やや説明不足の感がある。澤田は、琉球政府はUSACRの指示どおりに同法案を修正し立法院での審議をへて可決したとするが、1956年7月27日に立法院で成立した法律は最初にUSCARに出された法案と基本的に同じだった。それでもUSCARは、次回の立法院議会で適切な法改定を行うことで一旦は法案を認めたものの、結局は廃止に至ったのである。ただ、その後も琉球政府からUSCARに何度か修正案が提出され、優生保護法成立の交渉は続けられている。同じころ、民法の改正に呼応する形で、日本が1940年に成立させ琉球列島で効力を持ち続けていた国民優生法の改正案も立法院で議論された。USCARは一時的に改正案を保留していたものの、1957年9月3日に国民優生法の一部改正は成立し、USCARもそれを承認した。

他方、澤田が優生保護法廃止の背景として挙げる国際世論からの批判と人口抑制政策への関与を回避したいアメリカの態度が明確に示されているのは、1961年4月15日のUSCARの広報局長Monta L. Osborneによる「渉外の視点からは、優生保護法案は高いポテンシャルもつ爆発物」という発言を待たねばならない。つまり、1956年8月30日に民政官布令が出されたときに、澤田があげる優生保護法廃止に関するすべての論点が出揃っていたのではなく、それらはむしろ優生保護法案をめぐる、USCARと琉球政府とのたび重なる交渉のなかで次第に明確化してきたものではなかろうか。

1961年8月10日のUSCARからワシントンの陸軍省への手紙には、優生保護法案が直近の琉球政府立法院議会には提案されなかったものの、1962年2月に予定されている次の議会には提案されるとある。このように後々まで交渉は続けられてきたようだが、1962年2月以降に立法院に優生保護法案が提出された形跡はない。優生保護法が沖縄で施行されるのは、1972年5月15日に本土復帰し沖縄県となり、同年7月22日に沖縄県規則第130号として優生保護法施行細則が公布されるまで待たねばならなかった。